

平成20年度第2回神奈川県特別職報酬等審議会委員懇談会の概要

平成21年3月27日(金)
10時00分～11時30分
新庁舎5階「新庁応接室」

1 出席者

(委員) 会長 柴田 悟一 (横浜商科大学教授)
委員 石井 清 (神奈川県農業協同組合中央会会長)
委員 上條 茉莉子 (コペルネット株式会社代表取締役)
委員 杉浦 尚子 (県政モニターOB会副会長)
委員 武井 共夫 (横浜弁護士会会長)
委員 野村 芳広 (日本労働組合総連合会神奈川県連合会会長)

(当局側) 松沢知事、古谷総務部長、二見人事課長

2 議事内容

- (1) 知事あいさつ
- (2) 神奈川県行政委員の報酬について
- (3) その他

3 意見交換の概要

(1) 神奈川県行政委員の報酬について

事務局から、地方自治法上の行政委員の報酬規定、本県の行政委員の状況、滋賀県労働委員会、収用委員会、選挙管理委員会の委員に対する月額報酬支出差止め請求事件の1審判決の概要及び全国都道府県の行政委員の報酬額について説明し、委員から意見を伺った。

委員からの意見の概要

(行政委員の報酬についての委員懇談会は、今後3、4回開催する予定であり、今回は最初であるので、全体的な理解を中心に行うこととした。)

(見直しの視点について)

- ・ 昭和26年頃に設定された報酬額が、ただ単にインフレーションレートを乗じて改定されてきていることを考えると、見直す時期に来ていると思う。
- ・ 見直しにあたっては、それぞれの委員会の活動内容を精査しなければならない。
- ・ 欠席している委員に対して報酬を全額支払っていることは、絶対に見直

さなければならぬ。

- ・ 戦後、民主主義になり、いろいろな人の意見を対等に聞く場として行政委員の必要性も出てきたと思う。ある意味、社会的使命として参加しているという視点もあると思う。

(見直しについての考え方について)

- ・ 滋賀県の月額報酬支出差止め請求事件の判決に関わらず、勤務実態があまりない場合は、日額支給がふさわしい。ただし、出席している時だけの仕事ではない部分が相当あると思われる。
- ・ 見直しにあたっては、地方自治法の主文である「勤務日数に応じて報酬を支給する」という考えを中心に考えていかなければならない。また、県民感情の視点も考慮しなければならない。
- ・ 委員会ごとに活動内容は様々であり、それに応じた適正な水準を設けることは極めて難しい。
- ・ 行政委員の報酬は、都道府県において全国ばらつきがあり、委員会ごとに常勤、非常勤と別にしてしているところもある。いろいろな状況があると思われるが、そうした状況が見直しの参考になるのではないか。
- ・ 県民感覚としても、本当に働いている分に対して報酬を払うべき。自己研鑽とか、知識習得とか、情報収集というものは報酬の対象に含めるべきではないと思う。直接的に、この仕事に関するワークに対して支払われるべき。持っている知識ということは、単価の高さに反映されるべき。

(職務・職責について)

- ・ 滋賀県側の主張の中には、委員会には事務局職員の任命権を持ち、管理監督責任を負っているとあるが、監督責任や任命権とかはかなり重い責務と思う。このような職務の有無によっても、差が生じると思う。
- ・ 責任の度合いなどは文言で表すことができない。また、権限を持っていると、訴訟の対応などいろいろな場面が想定される。
- ・ 欠席しても支障がないのか。それによって、職務の重みが分かると思われる。また、どういう責任があって、どういう義務があるのか。派生的な嫌がらせなどへの対応があるのか。
- ・ 行政委員会は行政の一執行機関であるので、その長である委員長は多くの責任を担っていると思われる。

(2) その他

今回の特別職報酬等審議会委員懇談会については、自由な意見交換の場であることから、事務局で懇談会結果の概要版を作成し、委員に確認の上、本県のホームページに公開することとした。